

答申第701号

平成30年9月6日

(字)

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成30年9月4日付け神戸市個人情報保護審議会第2354号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

産婦健康診査受診結果のこうべ健康いきいきサポートシステムへの入力について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

- 1 妊産婦の健康状態を一元的に把握するため、産婦健康診査の実施結果を、妊婦健康診査等の情報を保有しているこうべ健康いきいきサポートシステムにて電子計算機処理することは、健診結果に応じて、対象者に対して必要な支援を行うことができ、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

産婦健康診査受診結果のこうべ健康いきいきサポートシステムへの入力について
(条例第11条「電子計算機処理の制限に関する」)

◎印は条例第11条第2項に該当するセンシティブ情報
下線部が新規入力部分

【電子計算機処理する個人情報】

1. 基本情報

氏名

性別

生年月日

住所（居住地）

続柄

異動事由

異動年月日

住記個人番号

世帯番号

受診番号

母子手帳番号

電話番号

メールアドレス

2. 産婦健康診査受診者情報

実施年月日

実施場所

分娩年月日

◎診査項目（問診・診察、体重・血圧測定、尿検査（蛋白・糖）、エジンバラ産後うつ病質問票）

◎診査結果（異常なし、継続フォロー。継続フォローの場合は当院フォロー、他科・他院紹介、居住区へ情報提供の該当項目）

◎産後うつ指標（エジンバラ産後うつ病質問票の結果）